

【事案 I - 4】 契約無効確認および既契約掛金返還請求

・平成 27 年 11 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の父を共済契約者兼被共済者として生命共済契約が存在するが、申立人が、本件共済契約の申込書に父が署名・押印していないため本件共済契約は不成立であると主張して、支払済みの本件共済契約の共済掛金合計から、被申立人が支払った本件共済契約の満期共済金を差し引いた金額を返還することを求めるのに対し、被申立人が、本件共済契約は有効に成立していることを理由として、被申立人は申立人の求めに応じないため、これを不服として申し立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、生命共済契約は不成立であるため、支払済の本件共済契約の共済掛金合計から、被申立人が支払った本件共済契約の満期共済金を差し引いた金額を支払え、との判断を求める。

- (1) 被申立人は、本件共済契約申込書において「共済契約申込書の代筆を組合職員に依頼される場合、お手数でも記載内容をお確めのうえ、共済契約者・被共済者ご自身で署名・押印をお願いします。」と明記している。
- (2) 本件共済契約申込書では、共済契約者兼被共済者が署名・押印をしていないため、本件共済契約は不成立である。
- (3) 申立人は、本件共済契約の満期経過後に、満期共済金受取人代表者と定められ、被申立人から満期共済金の支払を受けた。
- (4) そうすると、被申立人が父から受領した共済掛金の合計額から満期共済金を差し引いた金額は不当利得に当たるので、被申立人は、これを返還すべきである。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 本件共済契約申込書の共済契約者の欄の氏名は、契約者の承認の下に被申立人の取扱職員が記入したものであり代筆したものであるが、それは本人の承認の下に行われたものであるから、本件共済契約は法律上有効に成立しているものである。
- (2) 本件共済契約が有効に成立していることは、次の各事情からも明らかである。
 - ① 契約者は、本件共済契約を締結した後まもなく、手術を受けて本件共済契約に基づき手術共済金の支払を受けているだけでなく、その後、6回にわたり本件共済契約に基づいて手術共済金や入院共済金を請求し受領している。このことは、契約者が、本件共済契約が有効であることを認めていることを意味している。

- ② 契約者に対しては、本件共済契約の内容確認ができる書類を毎年送付していたが、契約者からは一度も本件共済契約の不成立や無効の主張がされることはなかった。
- ③ 契約者は、本件共済契約に基づいて貸付けを受けており、このことも本件共済契約の有効性を裏付ける事実である。

<裁定の概要>

審議会は、申立人及び被申立人から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 被申立人の取扱職員は、契約者との間で本件共済契約を締結するため、契約者の自宅を訪問した際、契約者に対し重要な事項を説明し、契約者からは健康状態などの告知を受けて、共済契約締結の手続を行った。
- (2) 本件共済契約申込書の共済契約者及び被共済者の欄の署名は、被申立人の取扱職員が契約者の承認を得て代筆した。各署名欄に押捺されている印影は契約者の印章によるものである。
- (3) 契約者は、本件共済契約締結後、被申立人から、本件共済契約に基づき手術共済金や入院共済金の支払を受けたほか、本件共済契約に基づく貸付けとして借り入れている。
- (4) 契約者に対しては、被申立人から本件共済契約の内容確認ができる書類を毎年送付していたが、契約者からは一度も本件共済契約の不成立や無効の主張がされることはなかった。
- (5) 申立人は、共済契約申込書には、「共済契約申込書の代筆を組合職員に依頼される場合、お手数でも記載内容をお確めのうえ、共済契約者・被共済者ご自身で署名・押印をお願いします。」と明記されているにもかかわらず、本件共済契約の申込書は契約者が記入したものではないから、本件共済契約は不成立である旨主張するところ、確かに、上記申込書には申立人主張の記述が存在することが認められる。
しかし、本人の真意に基づく承認があれば、権利・義務関係の生成に関わる書面であっても、他人が代筆をすることが許されることは法的にも明らかであるから、申立人の上記主張は失当である。
- (6) 申立人が指摘する契約書の記載は、共済契約が、共済契約者等の真意に基づき、かつ、内容も正確なものとして瑕疵を内包することなく成立することを期するためには、本人自身の記入による作成が最も望ましいとの立場から、できるだけそのような運用がされるよう求めている趣旨のものと理解すべきである。
- (7) 以上によれば、本件共済契約は契約者の意思に基づき有効に成立したものであるべきであり、また、契約者において本件共済契約が有効に成立していることを認識していたことに疑問の余地はないというべきであり、申立人の請求は理由がない。